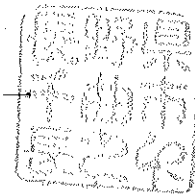


千曲市告示第87号

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小川 修



千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の一部
を改正する告示

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱（令和元年千曲市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表の注のイ中「9,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行し、この告示による改正後の千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。